平成２７年（フ）第１９６号
大分市下八幡４組の３　エクレールⅡ206号室、住民票上の住所大分市大字駄春2461番地の42
債務者　土師　正則（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
宮崎市清武町船引325番地13
債務者　児玉　佳久
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２１号
石川県七尾市所口町ヘ部２番地４、住民票上の住所石川県七尾市神明町イ部20番地
債務者　白井　祐美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１２２号
長野県松本市村井町南４丁目16番28号　コーポ川久保102
債務者　八幡かほる
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１２３号
長野県松本市村井町南４丁目16番28号　コーポ川久保102
債務者　八幡　昌博
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１２６号
長野県松本市寿北８丁目21番２号　倉田病院内、住民票上の住所長野県安曇野市豊科1049番地１　シェリール豊科205
債務者　矢田　士郎
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２９号
長野県岡谷市長地権現町４丁目６番63号、前住所長野県岡谷市長地柴宮３丁目４番10号　メゾンＰＡＸ307号
債務者　成田　　裕
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第６３号
山口県下関市藤附町８番１―208号　メゾントータス
債務者　本谷　博文
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
大分市大字森1226番地の２　マリベール久保山306
債務者　戎　　典子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
岩手県花巻市上町２番１号
債務者　熊谷　和子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第８０号
富山県魚津市大海寺野423番地
債務者　馬場　美穂
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾28番地６、旧住所青森県北津軽郡板柳町大字深味字西西田８番地
債務者　神成　義彦
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
神奈川県厚木市飯山3682番地４
債務者　矢ノ倉節子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２４６号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1505番地
債務者　石渡　秋奈
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０４号
神奈川県横須賀市西浦賀２丁目21番９号
債務者　岩田　典之
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１３３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津438番地
債務者　知念トシオ
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部